標準文書保存期間基準(保存期間表)(宗像簡易裁判所)

令和4年4月1日

				業務に係る司法行政文			分類				
	事項	業務の区分		書の類型		司法行政文書の具体例	大分類	中分 (分類記号)	分類]	名称 (小分類)	保存期間
1	裁判所の沿革誌に 関する事項		裁判所の設立,廃 止及び移転,裁判 所の長の異動等の 記録に関する業務		裁判所の設立,廃 止及び移転,裁判 所の長の異動等の 記録に関する記録 的文書	沿革誌(成果物)	沿革誌	組ろ一09	沿革誌	沿革誌	常用
2	職員の人事に関す る事項	(1)	俸給その他の給与 に関する業務		人事帳簿	別表第1のとおり	職員人事(事務)		人事帳簿	別表第1のとおり	
		(2)	勤務時間,休暇,職員団体その他の服務に関する業務		勤務時間,休暇,職員団体その他の服務に関する文書	週休日及び勤務時間の 割振り等の明示		人ろ-11	服務	服務(勤務時間等)(令和 ○○年度)	3年
						職務専念義務免除請求 書(撤回申出書)				職専免請求書(令和〇〇年 度)	3年
						休暇予定計画表				服務(休暇簿等)(令和〇 〇年度)	3年
				イ	人事帳簿	別表第1のとおり			人事帳簿	別表第1のとおり	
3	訟務に関する事項	(1)	事件記録の保存に 関する業務		事件記録の保存に 関する連絡文書	一時的通達	訟務 (事務)	訟ろ-12	記録保存	記録保存(令和○○年度)	5年
		(2)	訟廷事務等に関する業務 ((1)に該当するものを除く。)		最書係に件関訟業時法託書官会関 る予れ告書高のの関処す廷務的共),公(す国訴告た通か付内るシ文務つ書(関判等政文当に知合にいっ事です。以下、嘱す員か共書、関が会に知合に関うの事を大書にい、嘱す員か共書、関が提す者に知合に関うの事を、対して、の事の、と提付訴ると、と、と、と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	捜査関係事項照会,調査依頼書		訟ろ-15-B	判決書等写し,調査回答書	照会・回答(令和〇〇年度)	1年

事項		業務の区分		業務に係る司法行政文		分類				·	
				JK 17	書の類型	司法行政文書の具体例	大分類	中2 (分類記号)	分類 1	名称 (小分類)	保存期間
4		(1)	債権,歳入及び収 入に関する業務	ア	債権,歳入及び収 入に関する文書	現金残高等確認表	会計 (事務)	会ろ-01	債権,歳入及び収 入	現金残高等確認表(収入金) (令和〇〇年度)	3年
				イ	会計帳簿	別表第1のとおり			会計帳簿	別表第1のとおり	
		(2)	支出に関する文書		会計帳簿	別表第1のとおり	1		会計帳簿	別表第1のとおり	
		(3)	物品に関する業務		会計帳簿	別表第1のとおり			会計帳簿	別表第1のとおり	
		(4)	保管金及び保管有価証券に関する業		会計帳簿	別表第1のとおり			会計帳簿	別表第1のとおり	
		(5)	保管物に関する業務	ア	民事保管物,押収物等の受入れ及び 処分に関する文書	受領票		会ろー07	民事保管物,押収物等(受入れ,処分)	受領票(令和○○年度)	5年
				イ	会計帳簿	別表第1のとおり			会計帳簿	別表第1のとおり	
5		(1)	会同又は会議に関 する業務		会同又は会議の開 催に関する重要な 経緯	開催通知	庶務 (事務)	庶ろ-03	会同,会議	会同,会議(令和○○年 度)	3年
			文書の管理に関す る業務	ア	る連絡文書	一時的通達,保存期間 延長の上申書及び承認 書,司法行政文書点検 結果報告書		庶ろ-05	文書(連絡文書)	文書(連絡文書) (令和○ ○年度)	5年
						廃棄目録,上申書,承			文書(廃棄)	文書(廃棄)(令和〇〇年 度)	5年
				ウ	文書の保存期間等 が定められた文書	標準文書保存期間基準 (保存期間表)			文書(保存期間基準)	文書(保存期間基準)(令 和○○年度)	5年
				工	庶務帳簿	別表第1のとおり			庶務帳簿	別表第1のとおり	
			庶務に関する業務 ((1)から(2)までに 該当するものを除 く。)		司法行政文書開示申出に関する文書開示申出に関有個人に関する人情関の開示申出に関する文書 庶務に関する業務についての一時的文書	書簡,保護通知書		庶ろ−15−B	雑	照会・回答(令和〇〇年度) 度) 保護通知書(令和〇〇年度)	1年

(別表第1)

	業務に係る司法行政文書の 類型	司法行政文書の具体例	名称(小分類)	保存期間	
人事的	長簿		-		
1	2の(1)関係	超過勤務等命令簿	超過勤務命令簿(令和○○年度)	5年3月	
2		出勤簿(登庁簿及び欠勤簿を含む)	出勤簿(令和○○年度)	5年	
3	2の(2)のイ関係	休暇簿(年次休暇用,病気休暇用,特別休暇用), 休暇事由の証明書類	服務(休暇簿等)(令和〇〇年度)	3年	
		勤務時間の申告・割振り簿※1	服務(勤務時間等)(令和〇〇年度)	3年	
会計	長簿				
4	4の(1)のイ関係	債権整理簿,現金出納簿	債権整理簿(令和○○年度) 現金出納簿(令和○○年度)(収入金)	5年	
5	4の(2)関係	現金出納簿	現金出納簿(令和〇〇年度)(出納員)	5年	
6	4の(3)関係	物品供用簿	郵便切手受払簿(令和〇〇年度) I Cカード利用簿(令和〇〇年度)	5年	
7	4の(4)関係	現金出納簿	現金出納簿(令和○○年度)(保管金出納員)	5年	
8	4の(5)のイ関係	民事保管物原簿,押収通貨整理簿	民事保管物原簿(令和〇〇年度) 押収通貨整理簿(令和〇〇年度)	5年	
庶務帖	長簿				
9	5の(2)の工関係	文書受理簿,文書発送簿	文書受理簿(令和〇〇年度) 文書発送簿(令和〇〇年度)	5年	
1 0		特殊文書受付簿	特殊文書受付簿(令和〇〇年度)	3年	
		 の「中生・割垢が期間」 サは「勘数ロ」の期間が年間			

^{※1} 勤務時間の申告・割振り簿の「申告・割振り期間」又は「勤務日」の期間が年度をまたぐ場合、その基準日は、複数ある「取得の日」又は「作成の日」のうち、 最も遅い「取得の日」又は「作成の日」とし、当該勤務時間の申告・割振り簿は、当該基準日の属する年度のファイルに編綴する。